

事 務 連 絡  
令和 2 年 12 月 24 日

各都道府県税務担当課 }  
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局電子化推進室

### eLTAX の利用促進に向けた取組等について（依頼）

平素、地方税の電子化については、御理解と御協力を頂き、深く感謝申し上げます。

地方税の電子化に関しては、納税者の利便性向上と税務事務の効率化だけでなく、新型コロナウイルス感染拡大防止や窓口混雑緩和の観点からも eLTAX の利用促進が重要であるため、下記に御留意の上、引き続き取組をお願いします。

また、国税庁長官官房企画課長から別紙のとおり、eLTAX 及び e-Tax の利用促進に向けた連携等への取組について依頼がありましたので、申し添えます。

なお、市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

### 記

#### 1 eLTAX 及び e-Tax の一層の普及に向けた取組

平成 23 年以降、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報（以下、「法人源泉徴収義務者情報」という。）のデータについては、eLTAX を通じて国税当局から地方団体に送信され、市区町村からは扶養是正情報等のデータが国税当局へ送信される国税連携が図られておりますが、その一層の促進をお願いします。

##### (1) 所得税申告書等

国税当局からデータ送信される所得税申告書等については、e-Tax 申告分は申告書第 2 表を含む全ての申告内容がデータ化されるとともに、書面申告分と比較して送信が早期化する等、地方団体の課税事務の一層の効率化にも資することから、地方団体においては、引き続き、e-Tax による所得税の申告の利用促進の取組をお願いします。

また、市区町村の申告書等作成システム等で作成された所得税申告書等を、専用回線を活用して e-Tax に直接送信できる施策については、e-Tax による申告と同様に、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化に資するとともに、納税者の利便性向上につながるものであるため、本施策への積極的な参加をお願いします。

##### (2) 報酬、配当等の法定調書

国税当局からデータ送信される報酬、配当等の法定調書については、これらのデータを個人住民税の賦課に活用（報酬・配当等のデータと申告データ内容の突合や賦課決定への反映など）する市区町村が増加していますが、まだ全団体に活用されるには至って

いない状況です。マイナンバー制度の導入に伴い、報酬、配当等の法定調書を活用することで、より効率的かつ正確な所得把握が可能となっており、課税の適正化にも資することから、より一層の活用をお願いします。

(3) 扶養是正情報等

扶養是正情報等については、令和2年度（実施予定を含む）で1,000を超える団体が国税当局へのデータによる送信を開始しているところです。国税連携は、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、扶養是正情報等の国税当局への提供を書面により行っている市区町村においては、eLTAXを用いた扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう、積極的な取組をお願いします。

(4) 法人源泉徴収義務者情報

平成29年6月からは、国税当局から市区町村に対して法人源泉徴収義務者情報のデータ送信が開始されているところです。これにより、各市区町村において把握している特別徴収義務者の情報と法人源泉徴収義務者情報を法人番号等をもとに突合し、給与支払報告書の提出が漏れている事業者の特定に活用することができ、課税の適正化にも資することから、積極的な活用をお願いします。

(5) 給与支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化

令和3年1月から給与支払報告書等のeLTAX等による提出義務基準が引下げられること<sup>\*</sup>も踏まえ、特別徴収義務者の利便性を向上させる施策として、eLTAXにより給与支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成・提出することが可能となっていることについて、引き続き、積極的な周知・広報をお願いします。

※ 平成30年度税制改正により、令和3年1月以降に提出する給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、支払調書の種類ごとに前々年（例：令和3年1月に提出するものにあつては、令和元年（平成31年））に提出すべきであった当該支払調書の提出枚数が100枚以上である場合には、電子的提出が必要となる。

2 地方団体が給与支払報告書の提出等を行う場合におけるeLTAXの積極的な利用

これまで、地方団体が提出する自らの職員に係る給与支払報告書については、各特別徴収義務者に対して電子的提出を呼びかける立場にあることから、書面ではなく、eLTAX又は光ディスク等で電子的に提出するよう依頼をしてきたところです。

しかし、電子的提出であっても、光ディスク等による場合は、提出先の団体にとって取扱いが煩雑であることや、4(4)で後述するとおり、令和6年度以後の年度分の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）及び同通知（納税義務者用）について電子的送付を求めることが出来るのは、eLTAXにより給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に限られることも踏まえ、今後、各地方団体が行う自らの職員に係る給与支払報告書の提出は、原則としてeLTAXによるものとし、未対応の団体におかれては、給与担当課等関係部署とともに早急に対応に向けて取組んでいただくようお願いします。

この給与支払報告書の提出に限らず、国税当局への源泉徴収票の提出など、地方団体が

手続主体となる税務関係手続については、地方税法等の規定に基づき電子で対応する義務があるかどうかに関わらず、給与担当課等関係部署に対して、eLTAX 及び e-Tax の積極的な利用の働きかけをお願いします。

### 3 eLTAX を通じて地方団体に送信される国税の法人税関係書類の積極的な利用

#### (1) e-Tax 申告データの情報連携・財務諸表の提出一元化

令和 2 年 4 月以降、納税者が法人税の申告を e-Tax により行った場合、当該申告データ（財務諸表を電子的に提出している場合は、財務諸表を含む。）は eLTAX を通じて地方団体に送付されています。各地方団体においては、これらの課税資料の活用は、課税の適正化に資することから、積極的な活用に取り組んでいただくとともに、国税当局・地方税当局双方の事務処理の効率化等の観点から、当該連携により提供を受けている資料については、税務署における対面による閲覧を控えるようお願いします。

また、納税者が財務諸表を e-Tax を通じて提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要とされており、各地方団体においては、この財務諸表の提出の一元化について、法人及び税理士会等への周知等の積極的な取組をお願いします。

#### (2) 法人税情報（名簿及び申告決議データ等）の情報連携

法人税情報（名簿及び申告決議データ等）については、各国税局と都道府県との間で情報記録媒体（光ディスク）により情報連携を行っていたところですが、令和 2 年 11 月から eLTAX を通じた情報連携が可能となっています。これまでの情報記録媒体による連携は、最長で令和 4 年 3 月末までの運用となりますので、それまでの間に必要な対応を行い、eLTAX 連携に移行していただくようお願いします。

### 4 eLTAX の利用率向上に向けた取組等

#### (1) 地方法人二税の電子申告の利用率の向上について

地方税の申告等に係る eLTAX の利用率については、対象となる各税目とも堅調に増加傾向にあり、例えば、地方法人二税の利用率は 7 割を超えています。地方法人二税について、大法人（内国法人のうち事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社）は令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されているほか、義務化されていない中小法人についても、引き続き、電子申告利用率の向上に向けた取組を着実に進める必要があります。地方税共通納税システムの稼働により、申告から納税までの一連の事務をオンライン化することが可能となり、法人の税務事務負担が大幅に軽減・効率化されることが見込まれることから、各地方団体においては、国税当局と連携しつつ、eLTAX の更なる活用に向け、法人及び税理士会等への周知等に取り組んでいただくようお願いします。

また、多くの地方団体において独自の行政サービスの一環として行われてきた、紙の申告書や納付書の法人への事前送付について、eLTAX の利用率向上に伴い、地方団体・

納税者双方の税務事務の効率化の観点から、大法人や eLTAX 利用法人等への送付を見直した地方団体もあるところです。こうした状況も踏まえ、各地方団体においては、電子申告・電子納税の一層の推進と併せて、地域の実情も踏まえつつ、事前送付事務の見直しなど、適切な対応を御検討いただくようお願いします。

## (2) 消費税及び地方消費税の電子申告の義務化

地方団体及び事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える地方独立行政法人等が行う消費税及び地方消費税の電子申告について、令和2年4月1日以後に開始する課税期間から e-Tax による電子申告が義務化されていることから、庁内関係部局等と連携し、申告を行う事業者の立場として、必要な対応について遺漏なく実施いただくようお願いします。

## (3) 固定資産税（償却資産）の電子申告の利用率の向上について

固定資産税（償却資産）の電子申告については、他税目に比して、その利用率が低い状況にあることから、電子申告利用率の向上に資するよう、複数課税庁への一括電子申告システムの改良や形式的エラーチェック機能の強化など、eLTAX の利便性の向上や機能の改善等の環境整備を進めております。各地方団体においても、電子申告データの活用方策の検討を進めるとともに、eLTAX の更なる活用に向けた法人及び税理士会等への周知等に取り組んでいただくようお願いします。

特に、地方団体によっては、納税通知書や申告の手引き等に eLTAX の利用を勧奨する記載や税理士等への積極的な周知等を行ったことにより、固定資産税（償却資産）の電子申告利用率が大幅に向上した団体もあります。今年度、固定資産税（償却資産）の電子申告を勧奨するためのツールとして、別添のとおり、広報資料（チラシ）を作成しましたので、上記周知等の機会を活用していただきますよう、重ねてお願いします。

## (4) 給与所得に係る特別徴収税額通知の電子化等について

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）及び同通知（納税義務者用）については、「令和3年度与党税制改正大綱（令和2年12月10日）」において、各市区町村に対し電子的送付への対応を義務づける等の方針が示されたところです。

### ① 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化対応の徹底

市区町村の対応状況に関する調査によると、令和2年度までに電子での正本通知を行うことができる団体数は約半数（912団体・約52%）にとどまっているところです。

同通知の電子化対応については、事務の効率化や特定個人情報の保護等に資するものと考えており、令和3年度与党税制改正大綱においても、令和6年度課税分から、eLTAX を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市区町村は eLTAX を経由して、当該特別徴収義務者に電子で通知しなければならないこととされました。

また、かねてより経済団体等からは、一部の市区町村でも書面による通知が残れば事務負担の軽減につながらないため、全ての市区町村が漏れなく電子的送付に

対応するよう強く求められているところであり、未対応の団体におかれては、早急に対応に向けて取り組んでいただくようお願いします。

なお、現在、選択的サービスとして行われている電子データの「副本」（電子署名のないデータ）送付については、電子データの「正本」送付が義務づけられることに合わせて、終了することとします。

## ② 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化対応に向けた準備

特別徴収税額通知（納税義務者用）については、令和3年度与党税制改正大綱において、令和6年度課税分から、eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であって、個々の納税義務者に電磁的方法により送付することができる体制を有する者が申出をしたときは、市区町村はeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子で通知しなければならないこととされました。

また、市区町村からeLTAXに対して送付する通知データの作成に当たっては、人名・地名に含まれる文字について、各市区町村が紙の通知書を印刷する際に用いている独自の外字を用いることは望ましくなく、統一的な文字（文字情報基盤文字）を用いることとする見込みです。

これらのことに対応するため、今後、各市区町村においては、税務基幹システムの改修や統一的な文字（文字情報基盤文字）への同定作業等を進めていただく必要がありますが、国としても地方税共同機構とも連携し、必要となる改修内容等について、早期の情報提供に努めてまいりますので、同通知の電子化を巡る動向に引き続き御留意いただくようお願いします。

## 5 地方税共通納税システムの積極的な利活用の促進

令和元年10月に地方税共通納税システムが稼働し、一部の税目について電子納税が可能となっています。同システムについては、稼働から令和2年9月までの1年間の実績として、納付件数（納税者の口座から引き落とされた件数）は約40万件、払込件数（eLTAXから地方団体への払込み件数）は約156万件となっており、従来であれば紙の納付書を用いて納付されていた約156万件が電子納税に移行するとともに、納税者側から見れば約40万件にまとめて行われたこととなります。他方で、納付金額約8,400億円は、同期間における対象税目の納付金額全体の1割に満たない状況であり、今後、同システムを活用した電子納税を更に伸ばす余地があるものと考えています。

同システムの利用は納税者等のメリットが大きい上に、地方団体や指定金融機関等における業務効率化・省力化の効果が、利用が促進されるにつれて高まることから、各地方団体におかれては、国税当局と連携しつつ、更なる活用に向け、法人、個人事業主及び税理士会等への周知等に取り組んでいただくようお願いします。

## 6 ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付について

ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付について、令和2年の実施状況は94.1%（全1,788団体中1,682団体で実施）、また、令和3年の実施予定は97.6%（東京

都を除く全 1,787 団体中 1,745 団体で実施予定) となっているところ、一部の市区町村でも書面による通知が残れば、電子的送付に伴う課税事務の効率化及び個人情報の適切な管理体制の向上が十分に図られません。申告特例通知書の郵送の際の誤送付を防ぐ観点からも、電子的送付について積極的に活用いただくようお願いします。